

令和6年第3回白馬村議会定例会 総務社会委員会審査報告

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案6件、陳情6件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第38号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について

辺地総合整備計画（野平辺地）において、当初計画していた青鬼地区の修理、修繕事業が物価高騰による事業費の増等により、事業費、財源内訳及び起債予定額を変更するもの。

〔質疑・意見〕

問 改修費用ということだが、費用が3倍になった理由は。

答 当初は最低限の修繕で考えていたが、文化庁や審議委員会と話をする中で、しっかりと修繕すべきという方向性になったため、国の補助金や辺地債を利用することとなり大幅な増額となった。

討論はなく採決したところ、議案第38号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第39号 北アルプス広域連合規約の変更について

介護老人保健施設「虹の家」の運営について、市町村負担が必要となったことから、北アルプス広域連合規約に規定する別表に管理運営費の項目を追加し、市町村の負担割合を人口割100%と規定するもの。

〔質疑・意見〕

問 負担割合については、均等割があるのとならないのでは白馬村の負担の違いは。

答 正副連合長会議の際に均等割の話が出てきたが、白馬村は均等割が入ってくると金額が高くなる可能性があり、不利になると判断している。

問 令和6年度は負担額の試算が出ているが、シュミレーションするとどうなっていくのか。

答 今回の補正では、令和6年度半期に係っている。1年間の運営ということになると、今の負担額で単純に計算をした場合、人口の積算の変動もあるかもしれないが、倍の額になる可能性もある。事業収入などの部分が均等割でう

まくいかに下がってしまった場合は負担額が増える可能性がある。ただ現在シュミレーションで示された数字はない。

問 9年度以降になれば、「虹の家」は廃止となるので負担金は基本的になくなるが、他の施設に当てはまっていく可能性があるため見切れないというように受け取ったほうがよいのか。

答 職員が他の部署に行ったときには運営費の負担割を市町村がしているためその割合が増える部分が出てくると考える。

討論はなく採決したところ、議案第39号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第40号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

マイナンバー法等改正法の施行日が閣議決定され、現行の被保険者証の発行が終了することを受けて、広域連合及び関係市町村が行う事務を定めた規定を改めるもの。

[質疑・意見]

問 マイナ保険証を持っている方は白馬村全体で何割になるのか。

答 国保の話になってしまうが、マイナンバーカードを持っている方は全住民の66.1%となっており、これは、前提として国保の方も社保の方も後期高齢者の方も含む数字であり、その中の6割程度が登録済みとなっている。

[討論]

不採択 紙の保険証の方がよほど使い勝手がよいし、この保険証も使えるようにし、さらに誠意ある説明をしていくことが肝要と考える。

採択 紙の保険証の方が使い勝手が良いことは事実ではあるが、これは単なる広域連合の規約変更であるため、切り離して考えるべき。

採決したところ、議案第40号は、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第４２号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

番号法等一部改正法により、被保険者証が廃止されることに伴い、所要の改正を行うもの。

[質疑・意見]

問 国に言われるからこの条例を作らざるを得ないという立場で作ったと思うが、国からの圧力や強い指示があったのか。

答 条例の方には記載がないが、規則の方で資格確認証について記載する予定であり、マイナ保険証に対応できない方に対しては、保険証と同等のものを発行するため、医療機関を利用できないこともないので、条例を改正しても問題はないと考える。

[討論]

不採択 新たに資格確認証を作るのならば、紙の保険証を残しておけば良いこと。村民が納得するまで移行しないほうがよい。

採択 新旧対照表の「被保険者証の返還」という文言を取っただけで、条例改正が間違っているというわけではない。

採決したところ、議案第４２号は、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第４３号 令和６年度白馬村一般会計補正予算（第３号）所管事項

歳入歳出それぞれ２億７６５万６千円を増額し、歳入歳出予算の予算総額を７０億７６９５万３千円とするもの。

人事異動に伴う人件費補正については報告を省略します。

【総務課関係】

財産管理事業１１８万８千円を増額は、指定管理者の変更に伴う施設改修工事請負費によるもの。企画一般事業９９１万円の増額は、白馬村地域経済循環創造事業補助金が主なもの。地球温暖化対策事業２２０万円の増額は、炭素排出量調査・戦略策定支援業務委託料によるもの。

[質疑・意見]

問 脱炭素の調査の委託についてはどのくらい続ける事業なのか。

【答】 今回は3月31日までの委託業務と考えているが、先を見据えながら連携していきたいと考えている。

【問】 白馬村地域経済循環創造事業補助金については、個人事業で、あえて地方債を使ってまでやらなければならない事業内容なのか。また、採択事業だと思うが、すでに採択されているのか。

【答】 地方債ではなく地方費であるため、地方が負担する分の事業が200いくらかといった数字になる。この事業の採択の前提として、地域の資源の有効活用としての地域モデル性。あるいは全国のモデル性になる事業しか採択されないという中で、現在申請している段階で採択には至っていない。結果は9月末までに再質問が届き、審査後に最終結果が明らかになる。

【問】 ノルウェービレッジについて、現在土日は占めている状態であるが、あまりにもったいないと考えるが。

【答】 今回は観光局の提案にそのような記載があったうえでの採択であるため、土日の開館に向けて人員を確保し安定的に開館できるように努める。

【住民課関係】

窓口業務用備品購入費100万9千円の増額は、マイナンバーカード特急発行専用端末3台分によるもの。

〔質疑・意見〕

【問】 マイナンバーカードの特急カードを作るということだが具体的な作業内容は。

【答】 カードが発行されるまで時間がかかるが、出生や外国人の方において、長い時間を待つことができない方に対しては、極力その期間を短くするために、窓口に来た時点で本人の写真を撮影して、すぐに申請できる体制を作することを目的としている。

【問】 カードの更新については通知が行政から行くのか。

【答】 有効期限が来る前に通知を送っている。

【税務課関係】

賦課徴収事業57万1千円の増額は、システム改修による賦課収納業務電算委託料。

[質疑・意見]

なし

【健康福祉課関係】

保健予防事業 2067万3千円の増額は、国のワクチンの見積額の変更による検診等委託料の増額と、見込みよりも実績が少なかったことによる国庫負担金返還金の増額が主なもの。

[質疑・意見]

問 コロナワクチンの副作用による被害者支援はどうなっているか。

答 健康被害の救済制度について、定期接種は国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1給付することになっている。令和6年3月31日までに打った臨時接種のコロナワクチンは国が全額給付することになっている。

【教育課関係】

白馬高校支援事業 1187万円の増額は、寮生の増加に伴う関係経費の増額による白馬山麓事務組合等負担金が主なもの。

[質疑・意見]

なし

【生涯学習スポーツ課関係】

スポーツ振興事業 500万円の増額は、企業版ふるさと納税の金額が確定したことによる増額。保健体育事業 166万円の増額は、ジャンプ競技場のイベント関連による増額が主なもの。

[質疑・意見]

なし

【子育て支援課関係】

子育て支援施設建設事業 220万円の増額は、現地調査関連の測量決定委託料。

[質疑・意見]

問 今回の委託料は基本設計で、これ以外に実施設計がかかるということによ

いのか。

答 今回の費用は調査関係の設計で、来年度基本設計で考えている。

意見 土地利用も含めて、今後の基本設計とか実施設計をばらばらに発注してデザインの統一性が取れないことにならないようにしてほしい。

意見 実績の豊富な県内の設計事務所を選定していただきたい。

各課の審査が終了し、全体的な討論はなく、議案第43号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第44号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ515万7千円を追加し、歳入歳出の予算総額10億8668万5千円とするもの。

質疑討論はなく採決したところ、議案第44号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

陳情第3号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情

提出者は、大町市大町4111番地1 大北地区労働組合会議 議長 小林 悠

陳情第8号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての陳情

提出者は、白馬村北城11410-8 新日本婦人の会白馬支部 代表者 高橋英子

この2件の陳情は同様の内容により一括議題とした。

陳情内容は、選択議定書の批准は個人に救済の道を開くにとどまらず、司法、立法、行政の場で女性差別撤廃条約を生かして具体的に差別撤廃をすすめる力となる。また、国連の女性差別撤廃委員会から選択議定書の批准をくりかえし勧告されている日本としては、再び同じ勧告を受けることのないように、政府は批

准に向けた準備をするべきで、よって、国会と政府に対し、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情です。

〔説明者への質疑〕

問 なぜ日本はこの議定書に批准していないのか。

答 これには個人通報制度のほかに調査制度があり、国連からの調査勧告によって調査を行い、結果を 6 か月以内に報告する必要があるが、日本は他の法整備が必要になることを懸念していると思われる。

〔審査〕

なし

〔討論〕

採択 今後の日本の持続可能な発展を考えた時に、男女共に活躍できる状態を整備していく必要がある。

採択 日本も選択議定書を作ることに對して賛成の立場をとっているし、遅れている分野だと思うので進めてほしい。

採決したところ陳情第 3 号及び陳情第 8 号は委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。

陳情第 4 号 大町の裁判所の充実を求める協議会の設立及び活動に関する陳情

提出者は、大町市社 4 7 3 8 番地 大町調定協会 会長 竹内直彦 他 5 名

陳情内容は、大町の裁判所の充実を図るため、大町の管轄区域である大北 5 市町村が一体となって、関連団体とともに活動する協議会を設立し、同協議会において、大町の裁判所の充実を計る活動を求める陳情です。

〔説明者への質疑〕

問 協議会の設立は各行政等においてお願いしてきたのか、今回初めて陳情したのか。

答 事実上の話は行政の方にも話をさせてもらっているが、住民の声を確認した上で進めていきたいと考えている。

[審査]

問 裁判所の充実を求める協議会を設立した場合、他市町村との連携が必要となるが、どこが中心となって協議会を作っていくことになるのか。

答 広域連合は規約の中に謳っている事務を行っているため、内容的には広域連合という組織がやるべきと思われるが、事務については広域連合から外れてしまうと思われるので、大北管内で幹事となる自治体を中心に進めていくのが現実的と考える。

問 行政が協議会に参加する意向はあるのか。

答 行政としては住民に不便がないことが一番良いと思っているため、この陳情の意向に沿って行きたいと考える。

討論はなく採決したところ陳情第4号は委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。

陳情第5号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情

提出者は、長野市県町593Rink593 3階 長野県医療労働組合連合会
執行委員長 小林吟子

陳情内容は、医療・介護現場では退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国で広がっている背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金であることが理由であり、政府の責任ですべてのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のため、国に対する意見書の提出を求める陳情です。

質疑討論はなく採決したところ陳情第5号は委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。

陳情第6号 国民健康保険財政への国保負担の増額を求める陳情

提出者は、長野市県町593長野県高校教育会館3階 長野県社会保障推進協議会 代表委員 宮沢裕夫 他5名

陳情内容は、公的医療保険は国民に平等に医療を保証するための仕組みであり、加入する保険によって負担や給付に大きな格差があることは、そもそも制度

に反し、保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものであるので、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、内閣特命担当大臣に対して意見書の提出を求める陳情です。

〔審査〕

問 健康保険組合や共済組合など、国民健康保険に加入している人との保険料の差は。

答 算定基準が違うため算定は難しいが、資料の比較表が参考になると思われる。

〔討論〕

採択 国民健康保険は低所得者が多く加入している保険であるため、ぜひとも国保負担の増額をお願いしたい。

採決したところ陳情第6号は委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。

陳情第7号 訪問介護報酬の撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情

提出者は、長野市県町593長野県高校教育会館3階 長野県社会保障推進協議会 代表委員 宮沢裕夫 他5名

陳情内容は、厚生労働省は引き下げの理由として訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげているが、これは、ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げているものであり、実態からはかけ離れており、介護人材の確保はますます困難となる。また、介護職員の処遇改善のための報酬を引き上げるとしているが、財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠がないため、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対して意見書の提出を求める陳情です。

〔審査〕

問 再改定となっているが、ベースになっているものから金額ベースの引き上げなのか、パーセントの引き上げなのか。

答 今回の介護報酬の改定は0.98%の引き上げ改定。

24年度に月額7500円、25年度に月額6000円を見込んでいる。

討論はなく採決したところ陳情第7号は委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。

以上、総務社会委員会の審査等についての委員長報告といたします。